資料５

微量ＰＣＢ混入廃電気機器の処理に関するガイドラインについて（案）

微量ＰＣＢ混入廃電気機器の確実かつ適正な処理を進めることを目的として、廃棄物の特性を踏まえた収集運搬及び処分を推進するためのガイドラインの策定を行う。

１．収集運搬に関するガイドライン

廃棄物の特性を踏まえつつ、微量ＰＣＢ混入廃電気機器を確実かつ適正に収集運搬するために留意すべき点を、ガイドラインとしてとりまとめる。ガイドラインのとりまとめに当たっては、「ＰＣＢ廃棄物収集・運搬ガイドライン」（平成１６年３月環境省廃棄物・リサイクル対策部）及び低濃度のＰＣＢを含有する廃棄物（柱上トランスなど）を排出事業者が自ら行っている事例等を参考とする。

（例）

・　収集・運搬の方法
　漏洩の点検、漏洩防止措置、積込み・積下しの方法、積替え・保管など
・　運搬容器
　運搬容器の基準、運搬容器の種類、運搬容器の選定、運搬容器の維持管理など
・　安全管理及び運行管理
　安全管理の体制、収集運搬従事者の教育、運搬計画、運行管理など
・　緊急時の対策
　事故の未然防止、緊急連絡体制、緊急時の措置など

２．処分に関するガイドライン

廃棄物の特性を踏まえつつ、微量ＰＣＢ混入廃電気機器を確実かつ適正に処分するために留意すべき点を、焼却処理及び洗浄処理等に関してガイドラインとしてとりまとめる。

（例）

・　燃焼温度や滞留時間などの運転管理
・　漏洩防止措置
・　安全管理
・　緊急時の対策　　など